

令和7年7月11日

ご通知

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道御中

〒064-0951 札幌市中央区宮の森1条6丁目2-27

公事宿法律事務所

弁護士 高 橋

司



TEL 011-676-3122 FAX 011-676-3127

冠省 小職は、医療法人社団斎藤会（以下、「当法人」という）から依頼を受けております弁護士です。貴法人からご連絡を頂戴しました件に関わる回答につき、当法人におけるその後の取り組み等も含め、下記のとおりご連絡を申し上げます。

記

- 1, 従前、当法人と患者様との間において締結された医療契約（準委任契約）に関し、同契約締結後、速やかにローン会社に対する立替依頼を行う形にて対応しておりました。他方、いわゆるクリン・チェック（治療計画書）が完成するまでに一定の時間を要していたため、クリン・チェックがいまだ完成せず、よって、当法人からのマウスピースの発注がインビザラインに対してできていない段階において、ローンの支払等が開始される懸念も生じておりました。この点、患者様側から見れば、クリンチェックが完成せず、よって、いまだマウスピースがお手元に届いていない、つまり、日々の生活を通じて治療が開始されているという実感を持ってない段階において、毎月のローン支払が開始されてしまうという懸念が生じておりました。

2, そこで、当法人においては、これまでの間、株式会社アプラスとの間で交渉を重ね、現在、医療契約を締結した後、おおよそ2週間経過した後に、当法人から株式会社アプラスへ立替依頼を行う内容にて対応させていただく内容で運用しております。

当法人においては、クリン・チェックを完成させる上で必要な歯科技工士の適切な人員配置を行った結果、医療契約締結後、おおよそ2週間経過した時点にてクリンチェックを完成させることができるという対応を基本的に行っており、また、上記立替依頼をした後、直ちに患者様のローン支払が開始されるわけでもないことから、上記のと通りの対応によって、患者様が支払開始を開始される時点では、すでにクリンチェックの内容をご了承いただき、マウスピースの手配も終了し、患者様の日々の生活を通じたマウスピースの装着による治療が始まっているという状況となっております。その結果、上記のと通りの患者様がお持ちになっていた懸念についても現時点では基本的に解消するに至っていると認識しております。もちろん、この対応についてはアプラス株式会社においてもご理解頂いております内容でございます。

3, 加えて、当法人においては、従前、加盟店契約を締結し、実際に立替依頼を行っていたローン会社として、株式会社ジャックスとの関係がございましたが、同社との間におきましても、アプラス株式会社からご承いただいた上記対応と異なる取扱いを行う理由がないことから、株式会社ジャックスへの立替依頼が再会された暁には、上記同様の対応をさせていただくことを本書面を通じてご報告申し上げます。

4, 最後に、患者様の治療費の支払いにつき、ローンではなくカード決済にて各カード会社の決済日に一括払い等の型式にてお支払いいただく患者様についてご説明すれば、同支払方法にて決済される場合でも、通常、最短でも利用日時から2

5 日程度の猶予期間があることから、患者様において、一括支払いをする場合であっても、決済日が到来するころには、おおよそ上記マウスピースの装着が開始されている状況であり、上記同様の懸念は生じていないと受け止めております。

5、従前、クリンチェックの完成及び患者様のご了解のもとで行っていたマウスピースの発注等の一連の流れに時間を要する状況があり、その結果、上記のとおり
の懸念が生じておりましたが、当法人における新たな対応を通じ、これらの懸念は基本的に発生していないものと思料致しておりますが、今後も、貴法人のご指摘を踏まえ、改善すべき点は改善していく所存でございます。

6、最後に、当法人は、患者様と医療契約を締結する際、他の一般的なクリニックと同様、詳細な条項が記載された契約書を作成することはしておりませんが、どのような治療を行っていくのかという点は、カウンセリングを通じて、詳細な画像等をご確認いただきながら説明をし、加えて、治療を開始する前提としての治療同意書に関するSMS通知を送信し、これに対する回答を頂くことで患者様に契約内容を十分ご理解頂いているものと考えております。そこで、今般、同通知を貴法人に本書面に併せて添付させていただきます。

以上、ご報告まで時間を要して申し訳ございませんでしたが、これまでの協議等も踏まえて回答させていただきます。

敬具